

平成 27 年度第 1 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 4 月 27 日（月） 午後 7 時 00 分～ 8 時 45 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
水沼絵里子委員 新倉南委員 長谷川早苗委員 白石京子委員
富永大優委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長

欠席者の氏名 田口正治委員 斎藤利之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

定刻となりましたので、平成 27 年度第 1 回目の東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。事務局のほうに〇〇委員と〇〇委員が欠席されるという連絡が入っております。しかし、半数以上の委員が出席しておりますので、これから本会議を始めさせていただきたいと思っております。事務局のほうより本会議の議事内容について説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、本会議での議題内容等に関しまして、ご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご承知おきく

ださい。

まず、会議に入る前に、委員の交代につきましてご報告いたします。行政機関選出の〇〇委員につきましては、4月1日付の人事異動により、後任に4月17日付で同じく教育委員会指導室統括指導主事の〇〇委員が就任されました。本来であれば本日の会議で、市長より委嘱をさせていただくところですが、公務の関係から、会議の前に委嘱をさせていただきましたので、ここにご報告させていただきます。また、〇〇委員の任期は、条例の規定により、〇〇委員の残任期間の平成27年8月27日までとなります。

それでは、〇〇委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

・〇〇委員

東久留米市教育委員会統括指導主事の〇〇と申します。この4月1日から着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

・事務局

ありがとうございます。また、本日欠席のご連絡をいただいておりますが、同じく行政機関選出の、東京都小平児童相談所所長であります〇〇委員につきましては、4月1日付の人事異動により、後任に同じく東京都小平児童相談所所長の〇〇委員が就任されました。〇〇委員の任期は条例の規定により、〇〇委員の残任期間の平成27年8月27日までとなります。

引き続きまして、ここで事務局につきましても変更がありましたので紹介を改めてさせていただきます。

市では、4月1日に組織改正が行われまして、子ども家庭部にも変更がございました。子ども・子育て支援新制度に対応し、市民にもわかりやすい組織としまして、これまでの保育課は子育て支援課になるとともに、子ども政策担当も配置されました。また、これまでの子育て支援課は児童青少年課となり、子ども家庭部が再編成されたところです。また、4月1日付にて人事異動もありましたので、異動があった事務局の職員を紹介させていただきます。

・子育て支援課長

改めましてこんばんは。3月まで保育課長をしていました〇〇でございます。今、〇〇のほうから説明があったとおり、本年4月1日に市役所のほうでは組織改正がありまして、今度は子育て支援課長として就くことになりました。今度の子育て支援課につきましては、保育園とあわせまして幼稚園のほうも所管することになりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

・児童青少年課長

こんばんは。元子育て支援課でしたが、今回改めて児童青少年課課長の〇〇でございます。今〇〇のほうからも話がありましたけれども、幼稚園の部分が新しい子育て

支援課のほうに移りましたので、残りの部分、学童、児童館、児童手当関係ですね。それらについて引き続き担当していきますので、よろしくお願いいたします。

・子ども政策担当主査

教育部生涯学習課より異動してまいりました〇〇と申します。子育て支援課の子ども政策担当主査としてこれから参加させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

・保育・幼稚園係長

こんばんは。3月まで保育課の管理係長をしていました〇〇と申します。これまでは保育課の入所の関係、それから施設の関係、それと保育料等を担っていました。今後につきましては、保育・幼稚園係長として、幼稚園の就園奨励費、それから保護者補助金等の個人への給付についての事務を加わっていくというような形でやるようになります。どうぞよろしくお願いいたします。

・施設給付係長

皆さん、初めまして、こんばんは。旧企画経営室の総務課よりこの4月で異動してまいりました〇〇と申します。4月からは新しくなりました子育て支援課の施設給付係長ということで、主に事業者さんへの施設給付費等、担当をさせていただきます。何分初めての事務ではありますが、しっかり務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・児童青少年係長

皆さん、こんばんは。3月まで子育て支援課の子育て支援係長のほうを担当させていただきました〇〇と申します。4月1日付の人事異動に伴いまして、児童青少年課の児童青少年係長としまして、児童館と学童保育所のほうを担当させていただくことになりました。今後も子ども・子育て会議のほうに出席のほうさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

改めましてこんばんは。子ども家庭部主幹から子育て支援課主幹となりました〇〇です。子ども・子育て会議の事務等も引き続き担当させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。また、この会議の庶務につきましては、こちらにいる子育て支援課の職員が資料作成や会場設営等の庶務ですね、担当させていただいておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上、お時間をいただきましてありがとうございます。事務局の紹介は以上でございます。

では、引き続きまして本会議での議題内容等に関しまして説明をさせていただきます。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおりとなり、まず、2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」

として、3「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

それでは、本会議に移る前に、今回から発言される場合は挙手と名前を申し上げてから発言してくださるようお願いいたします。記録の関係上、今回からそうしてくださいという事務局側からのお話しがございましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に入りたいと思いますが、傍聴の方はいらっしゃいますか。じゃあどうぞ入場を許可します。

席に着きましたので、配付された資料についてのご確認をお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料について確認をさせていただきます。まず事前配付資料でございますが、事前配付資料は5点となります。

1つ目が、資料1「平成26年度東京都26市学童クラブの現状について」でございます。

2つ目が、資料2「平成26年度東京都26市学童クラブ利用者負担等の減免状況について」でございます。

3つ目が、資料3「各学童保育所における兄弟姉妹の入所状況について」でございます。

4つ目が、資料4「1号・2号利用者負担額月額比較表」でございます。

5つ目が、資料5「東京都26市認可外保育施設の保護者助成金について」でございます。

続きまして、当日配付資料につきまして確認させていただきます。当日配付資料は5点となります。

1つ目が、資料6「1号と2号のねじれ階層を解消する場合の負担割合」でございます。

2つ目が、資料7「ねじれ解消策前後の負担割合（グラフ）」。

3つ目が、資料8「3号認定各階層の負担割合（現行）」。

4つ目が、資料9「付加徴収金額の廃止について」。

5つ目が、資料10「東久留米こども園の利用定員について」。

最後、6つ目でございますが、〇〇委員、〇〇委員が新たに子ども・子育て会議委員に就任されたことから、資料11としまして、「東久留米市子ども・子育て会議委員名簿」を作成し、皆様にご配付させていただいております。

資料の確認等につきましては、以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料について、いかがでしょうか。特に不足等ございましたら、挙手してお話しいただきたいと思います。よろしいですか。

2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について

・会長

それでは、次第2の説明をお願いします。

・事務局

それでは、次第2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」移らせていただきます。まずは、学童保育所に係る内容について、前回に引き続き、担当課長より説明させていただきます。

・事務局

それでは、児童青少年課のほうから学童クラブの今回の資料につきましてご説明させていただきますと思います。

前回、学童保育の開所時間とか延長時間、料金またはそのほかのことについて、いろいろ質問がありましたので、今回追加資料としてまとめさせていただきました。

まず、資料1をごらんください。前回、学童保育の開所時間、これについては時間的にはいかがなものかということがございました。26年度の学童保育所、26市のまとめがございましたので、そちらのほうの資料の中から抜粋いたしまして、ここに掲載させていただいております。

まず、保育時間についてでございます。月曜から金曜の時間帯と土曜日という形で、土曜日とか学校休業日という形で2つに大きく分かれております。月曜から金曜日におきましては、下校時から18時または18時半までが一般的な通常の時間として開所しているところが多くございました。

また、延長時間につきましては、その18時以降、または18時半以降ですね、30分から1時間の幅で延長という形で開所をしている部分がございます。また学校休業日につきましても、これにつきましては朝8時からのところ、または8時半のところ、おおむね8時から8時半のところで、まず朝の時間帯に開所しているところが多くございました。夕方の時間につきましては、当市のように4時15分のところもございませうけれども、多くのところが平日と同じように18時まで開所しているところが多く見られております。

また、延長料金につきましては、日額という方式と月額という方式、二通りの料金設定をされている市もございましたし、また平常時と夏休みのように本当に長期にわたるとき、それと土曜日ですね、そのようなところと分けているところもございました。30分単位であったり1時間だったりするところもございましたけれども、とりあえず延長料金につきましては、わかる範囲で各市の状況をここに掲載させていただきましたので、参考にしていただければと思います。

また、この資料1の中で指導員の区分についてでございます。一番右端です。どのような職員体制で行われているかということでございましたので、これについても掲載させていただきました。まず、例えば八王子であれば、指定管理者の雇用の職員となっておりますので、あくまで指定管理のもとでの職員配置がされている。立川市の場合は、市の嘱託職員、臨時職員という形でございませうけれども、これについては当市

と同じように、嘱託と臨時でまかなっている形になります。例として3つ目、武蔵野市においては、これも市の嘱託だけです。臨時はなくて嘱託という形です。中には、ちょっと6つ目ぐらいですか、府中市、これにつきましては、市の正規職員という形と嘱託職員、臨時職員という形でございます。これにつきましては、例えば1つが全て市の職員でほかが嘱託だけなのかとか、または1つのところにこの3つの身分の方がいらっしゃるのか、これにつきましては細かい部分はわかりませんが、府中においては正規職員と嘱託と臨時という、3つの立場の方がいらっしゃるという形です。一応26市において公設公営とか公設民営、さまざまな運営方式がございましたけれども、こちらのほうにつきましては指導員の区分というところで、とりあえず26市の状況を掲載させていただいております。

続きまして、資料2をごらんください。こちらにつきましては、利用者の方の利用者負担について掲載させていただきました。これにつきましては、利用者負担の減免等がどの程度あるのかというところで掲載させていただいております。生活保護とか就学援助受給世帯とか、または市民税非課税世帯、あとは同一世帯で2人以上の入所の方とか、そのような形で減免なりの形がございます。料金につきましては、3月のときに一応お示しさせていただいておりますので、それを参考にいただければと思いますけれども、この資料2につきましては、減免の対象者、こちらのほうを載せさせていただきました。右側につきましては、間食費についても別記載で書いてある市がいくつかございましたので、間食費につきまして掲載させていただいております。

それから次、3つ目、資料3でございます。こちらにつきましては、4月1日現在で学童保育所に入所されている方の、そのお子さんの学童保育にいらっしゃる中のお子さん、通っていらっしゃるお子さんで、その家庭として何番目のお子さんかという形で載せさせていただいております。今回4年生以上まで、6年生まで拡大した関係で、第3子までいらっしゃる、3人1家庭で、1世帯で3人通っている世帯が2つございました。

例えば、上から3つ目、新川第一学童保育所、こちらは60の方が通っていらっしゃいますけれども、第3子のところで1とございますけれども、この家庭では3番目の子どもがいらっしゃいますので、第1子の方、第2子の方、第3子の方、それぞれ1人ずついらっしゃるという形で、そういう方が1世帯でございます。また、一番下の下里学童保育所、こちらにつきましても3人いらっしゃる家庭が1世帯あるという形でございます。数字上で児童の数だけで掲載させていただいておりますので、若干世帯数という形では見にくいかもしれませんが、そのような形で、在籍児童のその方が何番目に位置しているかという形で掲載させていただきました。

また、3月のときに資料として配付した962、こちらの分布図という形で載せさせていただきましたので、そのように見ていただければよろしいかと思います。年長の子どもさんから順番に、一番下に※印でなっておりますけれども、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子としております。結果的に今回3人いらっしゃる方が最多であり、1世帯で4人以上の方はいらっしゃらなかったという状況でございます。

以上、簡単でございますけれども、資料1、2、3の追加分につきましてご説明させていただきました。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。ただいま事務局より、資料1、2、3についての説明がございました。子ども・子育て支援新制度における学童保育所の利用者負担の適正なあり方についてご意見がございましたら、挙手を。

・〇〇委員

〇〇です。26市の状況がとってもよくわかる資料をありがとうございます。時間延長について、本当にたくさんの保護者から要望が、ニーズがあるんですけども、この表を見て、東久留米の平日の6時までというのが、やっぱり6時半や7時というところがあることを考えると、東久留米の市民のニーズとしてもそうですし、他市の状況もそういう形なのかなというのが読み取れました。あわせて朝の休みのときの朝始まるまで、当初うちの娘が行ったときに8時30分で15分早まって、本当にこの15分も貴重な15分だったんですけども、やっぱり8時というところもあり、東久留米市の市民のニーズも、朝、休みのときのということと、他市の状況もやっぱり近いなということを感じました。で、大きいのは、土曜日の4時15分までというところで、4時15分にした歴史的な経過とか流れとかあるのかもしれないですけども、これについてはやっぱりちょっと突出していることと、市民から学童の預けている保護者からは、本当に切実な要望としてあるので、時間延長についてはぜひ考えていただきたいなということを、この資料からもそうですし、保護者の、学童連合会としてとっているアンケートからも感じるころなので、ぜひ前向きに考えていければなと思いました。

以上です。

・会長

ほかにございますか。

では、事務局から引き続きございますか。

では、お願いします。

・事務局

続きまして、同じく次第2でございますが、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方の保育所に係る内容につきまして、担当課長より説明をさせていただきます。

・事務局

私のほうから、保育園や幼稚園関連の利用者負担額について、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず初めに、本年2月26日に開催されました平成26年度第11回子ども・子育て会議にて、市長から諮問がありました事項についての振り返りであります。その諮問書

の中で特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用にかかわります利用者負担の適正なあり方につきましては、4点の視点等を斟酌し、この子ども・子育て会議で検討いただくことになっておりました。

本日はそのうちの2点、1つ目としては市が定める1号認定と2号認定の利用者負担額の公平性といった視点と、あと市が定めます各所得階層における利用者負担額の応能負担割合といった事項、この2点の事項に着目して、本日資料を取りまとめましたのでこれから説明させていただきます。

まず、資料4をごらんください。この資料につきましては、1号認定と2号認定の利用者負担額がどのような関係性になっているのかといったことを表にしたものでございます。

1号認定と2号認定の利用者負担額を比較するに当たりましては、1号につきましては、先般条例で制定いたしました1号認定の利用者負担額から私立幼稚園等園児保護者補助金を差し引いた額がD欄のほうに記してございます。これをまず1号の認定の利用者負担額として位置づけます。2号につきましては8時間までの保育サービスが受けられます保育短時間の利用者負担額をA欄に記載してございますので、これを2号の利用者負担額として位置づけます。4時間までの幼児教育が受けられます1号認定の利用者負担額と8時間までの保育サービスが受けられます2号認定の利用者負担額、1号につきましてはD欄、2号につきましてはA欄、これらの利用者負担額を比較しまして、ねじれが発生する現象、利用者負担として逆転が発生する現象が生じているか生じていないかを整理いたしました。簡単に言いますと、1号認定の利用者負担額のほうが2号認定の利用者負担額より高くなっている現象等が出ているのかを調べた表がこちらになります。

そういった観点から比較しますれば、E欄で網掛けとなっていますD1階層、D3階層、D11からD14階層までにおいては、ねじれ現象が発生しておりまして、4時間までの幼児教育が利用できる1号認定の利用者負担額のほうが8時間までの保育サービスを受けられる2号認定の利用者負担額より高くなっている現状がございまして。そういった中、認定子ども園におきましては、1号認定の子どもと2号認定の子どもが同じように幼児教育や保育を受けている中で、同じ所得でありながらも、先ほど言ったとおり4時間までの1号の利用者負担額のほうが8時間までの2号の利用者負担額より高いといったことが発生しており、つきましては市としても何か解消に向けて是正していかなければならない、是正していく必要があると考えているところでございます。

続きまして、1枚飛びまして資料6をごらんください。この資料につきましては、今し方説明いたしました1号の利用者負担額と2号の利用者負担額、このねじれを解消し、その結果、2号認定の利用者負担額がその人の収入ベースとして保育料の負担割合がどの程度になっているのかを取りまとめた資料となっております。

まずは、ねじれ、逆転が発生している階層につきましては、左の表と右の表のD欄を比較していただくとわかるとおり、先ほどの資料で示したねじれ分だけの保育料を右の表では引き上げてございます。D11階層以降につきましては、先ほどの資料でもお示したとおりD11階層でねじれが1,100円、D12階層でねじれが800円、D13

階層で 400 円、D14 階層で 200 円のねじれがある一方、D11 階層以降の我が市の利用者負担額は各階層の差分が 200 円から 400 円ほどしか変わらないため、ただ単にねじれが発生してる金額だけを D11 階層以降足し込むだけでは、結果として D11 階層から D14 階層まで同じ利用者負担額となってしまうため、D11 階層以上は D11 階層のねじれ額である 1,100 円を一律 D16 階層まで足し込むということでシミュレーションを行いました。そのねじれを解消した結果、2 号認定の収入におけます保育料の負担割合、いわゆる各階層におけます保育料の応能負担割合というものは資料 6 の右の表の F 欄のパーセンテージとなりました。

1 枚おめくりいただきまして、資料 7 のグラフの下段、負担割合（ねじれ解消後）のグラフを参照いただくとよくわかるんですが、D3 から D9 階層までは、ほぼ同じような比率で応能負担割合が推移してきますが、D10 階層以降は右肩下がりで、その応能負担割合が落ち込んでくる傾向がございます。これは、D10 階層以降、給与等の推定収入金額が 100 万円弱から 200 万円程度、各階層上がっています。例えば、先ほどの資料 6 の左の表の D10 の C 欄を見ていただくと分かる通り、D10 階層が給与等の推定収入金額は夫婦 2 人、児童 2 人の 4 人世帯をモデルケースとして給与収入額を算定すると D10 階層については 700 万円から 883 万 2,000 円の人がこの D10 階層に入ります。一方 D11 階層は 883 万 2,000 円より上で 984 万円ぐらいまでがこちらに入りますので、D10 と D11 階層の給与収入の額は 100 万円程度違うんですけど、この給与等も推定して収入金額が D10 階層以降、100 万円弱から 200 万円程度各階層で上がるごとに階層が変わっていくといった設定にしているものの 3 歳以上児の保育料、2 号認定の利用者負担額につきましては、各階層ごとで 200 円から 600 円程度しかふえていかないといった設定になっているため、階層が上がるにつれ、給与等の推定収入金額はどんどん上がってくるものの、利用者負担額はさほど変わらないといったことに伴いまして、応能負担割合というのはどんどんパーセンテージが下がっていくという結果になっているものでございます。

続きまして、資料 8 をごらんください。この資料につきましては、3 歳未満児で保育のサービスを受けられる 3 号認定の利用者負担額と各階層の収入におけます保育料の負担割合についてを取りまとめたものでございます。3 号認定につきましても、先ほどご説明しました 2 号認定と同様に、やはり D10 階層以降については応能負担割合がパーセンテージが下がっていくという傾向がございます。

今回の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度におけます利用者負担の額の適正なあり方の観点からの 2 号認定及び 3 号認定の応能負担割合といったものをシミュレーションし、お示ししてまいりたいと考えているところです。また、あわせまして、諮問書の残り 2 点の視点であります、1 つ目としては市が定める認定区分ごとの利用者負担額と国基準利用者負担額の関係でありますとか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保に伴い市が支出いたします一時的な設備費補助及び経常的な運営負担費といった観点からの資料についても、従前、平成 25 年度の子ども・子育て会議にて一度お示しした資料などを最新の状況に反映させた数値などを用いながら、本市が行ってきた待機児童解消策でどれぐらい待機児童が解消され、どれぐらいの費用が投入されてきたのかといったことも改めてご説明させていた

だけばと思っところ。

本日につきましては、まずは1号認定の利用者負担額と2号認定の利用者負担額との間にねじれ現象が発生している。これにつきましては、1号認定の利用者負担額は国基準保育料100%とし、2号認定につきましては、これまでの経緯から最新の公定価格におけます国基準保育料の何%が市基準の保育料になっているかというのは今計算中なんです、これまでからしてみれば大体52%程度の国基準保育料となってきた歴史的経緯なども含めながら、2号認定はさほど変わらない形で設定した結果として1号と2号の利用者負担額については一部の階層でねじれ現象が発生しており、これについては解消したいことと、解消した際の各階層の収入におけます保育料の負担割合、いわゆる応能負担割合が計算しますとこのようになっているところをご説明させていただきます、本日はこういったところをご理解賜ればと思うところでございます。

続いて、話が保育料と若干ずれるところもあるんですが、資料9の付加徴収金額の廃止についてという資料をごらんください。これにつきましては、2号認定及び3号認定の利用者負担額に特化した考え方がありますが、現行C階層及びD1階層においては、前年度分の固定資産税の額によりまして条件が合致すれば、一つ上の階層の保育料を負担していただいている付加徴収金額といった考え方がございます。ただし、この付加徴収金額につきましては申請主義であり、実際に適用されているものがないこと、また国基準保育料の基準表におきましても、以前はこの付加徴収金額を設定しておりましたが、平成9年度の児童福祉法の改正に伴いまして削除された経緯があることに鑑み、今回ご議論いただいております利用者負担額の見直しの際にあわせて廃止してまいりたいと思っところ。

それでは、保育園に関しての最後のご説明です。資料5をごらんください。資料5につきましては、東京都26市の認可外保育施設の保護者助成金、平成27年4月1日、子ども・子育て支援新制度が始まって以降、どういったところが対象施設となったのかということについて、以前ご要望いただきましたので、このような資料で本日まとめさせていただいたものであります。

平成27年4月の新制度を機に認可外保育施設の保護者助成金を始めたところは羽村市とあきる野市、この2市が27年4月から始めており、26市中、認可外保育施設の保護者助成金を実施してないのは本市を含め4市となったところでございます。

なお、各市とも認証保育所や定期利用保育施設、また新制度にのらずに従前どおり東京都の家庭福祉員の実施要綱にのっとり行っている家庭福祉員を、認可外保育施設保護者助成金の対象施設として位置づけているという結果でございました。ただ唯一、東大和市だけはベビーホテルのみを実施対象としているとのことでもございました。認可外保育施設の保護者助成金については、各市調査をかけたところ、このような結果になったものでございます。

以上が私のほうから保育園や幼稚園関連の利用者負担額、またそれに伴います認可外保育施設の保護者助成金等の説明をさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

・会長

ご説明ありがとうございます。ただいま資料4から9まで、新制度における利用者負担の適正なあり方についての説明がございました。質問、意見等ございましたらどうぞ。

・〇〇委員

〇〇と申します。資料の6の、この資料というのは、あくまで資料としてご提示されたものというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、提案としてねじれを解消するためにねじれが起こっている部分の階層D1とD3、D11からD16までの負担割合を上げるという提案なんでしょうか。

・事務局

まず、1点目としては、1号認定と2号認定のねじれ現象については市としても解消していきたいという考え方を持っています。そのねじれをまずは左の表が現行なんで、ねじれの部分、真ん中の部分ですね、網掛けしているプラス1,400、プラス1,800、プラス1,100円といったものを足し込みねじれを解消した結果として各階層におけます応能負担割合がこうなりましたという資料になりますので、で、この応能負担割合を今後どのようにしていくのか、いわゆる子ども・子育て支援新制度におきまず適正な利用者負担として応能負担割合をどれぐらいを設定するのかといったことにつきましても、また次回以降、お示しさせていただきます。今回は1号と2号のねじれは解消したいので、ねじれを解消した保育料は右の表になりました。その応能負担割合はこういった結果になっていますと。次回、先ほど説明の中でも少し触れたんですけど、D10階層以降については、応能負担割合が右肩下がりに下がっていく傾向がありますので、そこをどのようにしていくのか、その結果こういうシミュレーションをしてみましたというのは、また次回、この子ども・子育て会議のほうでお示しさせていただければと思うところでございます。

・〇〇委員

とりあえず保育時間の長さについては置いておいて、4時間の保育と8時間の保育という、そこについては特に触れずに、あくまで保育料の金額的な部分についてねじれが起こらないような設定が、この資料6というふうに理解してよろしいのでしょうか。

・事務局

〇〇委員もおっしゃられたとおり、私どもとしては、保育短時間は8時間、保育標準時間は11時間で、保育料を設定するときは国のほうは98.3%というものを示した中で、本市につきましても、そういった形の保育料を設定させていただいた経緯がございます。

今回の教育的な標準時間が4時間、これが1号認定利用者負担額の受けられる幼児教育の時間帯であり、また、2号については保育短時間、8時間までの保育サービス

が受けられるといった中で、最低限ここについては時間は確かに〇〇委員おっしゃられるとおり4時間、8時間のサービスが受けられる、時間的には受けられるんですけど、最低限やはり逆転が発生する、逆転というんですかね、4時間受けられる方のほうが利用者負担が高いといったものは是正していかなくちゃいけないよねと考えました。最低限同額ぐらいにしておかなくちゃいけないよねといった中で、今回このような資料を作成し、ご提案させていただいているところでございます。

・〇〇委員

同じ施設内で1号2号が存在する認定こども園については、非常に切実な問題ということになるんですが、1号しか持たない、今度、幼稚園については、例えば月に48時間仕事をしていても、認可保育所にも認定こども園にも入らなかった場合、4時間では保護者の就労が不可能になってしまうということで発生する、今後一時預かり、一時保育というんですかね、新制度の中では、一時預かり事業、そこら辺のほうの今後は金額設定をされていくと、明らかに1号認定の保護者の中で所得階層がそんなに高くなかった場合には、非常に1号と2号の金額的な差が出てくると思うので、今後はその点についても議論されるんでしょうか。

・事務局

委員おっしゃるとおり、例えば1号の子が1号認定者といいますかね、仮に就労時間48時間を超えており、ただ幼稚園での教育を望まれて保育園の8時間と同じようにサービスを受ける場合には4時間の1号認定の利用者負担額プラス一時預かり事業の4時間分といったものが必要になるのかなと思います。ただ私どもとしましては、1号認定と2号認定、利用者負担額といったところが当然この場を借りての検討課題ではあるんですが、その一時預かり事業につきましては、昔で言う、保育で言います特別保育事業に当たりますので、ここについてはこういった場で検討することは予定していないところであります。結果として、確かに〇〇委員のおっしゃられるような現象も発生することがあると思うんですが、今回につきましては、まずは1号と2号のねじれを解消すると、まずはそこからスタートするといった形で事務局としては整理し、本日資料としてご提示させていただいたところでございます。

・〇〇委員

それでは、一時預かり事業についての単価設定というのは、この子ども・子育て会議でいつごろの時期に話をされるんでしょうか。

・事務局

まず、一時預かり事業の中の保育園のこれまでやってきた一般型につきましては、まだ幼稚園のほうで、もしくは認定こども園のほうでそちらのほうには多分手が挙がっていないんですが、こちらについての利用者負担額は1日につき2,000円でございます。あと、今回の子ども・子育て支援新制度によって創設されました一時預かり事業幼稚園型、こちらにつきましては、4時間までの一時預かりにつきましては400円、

4時間を超える場合はプラス 100 円という形で、国から示された委託単価と同一のものを設定させていただいたといたところでございます。

・〇〇委員

特にお知らせはなかったんですが、もう既に国と同じ単価ということで一時預かり事業が4時間まで400円という形で設定をされているということですか。

・事務局

私どもの中で、当然この4月1日から一時預かり事業幼稚園型というのを実施していく中で、整理したところとしましては、一時預かり事業幼稚園型、今回創設された事業につきましては、認定こども園、または新制度にのりました幼稚園、こちらについては一時預かり事業の幼稚園型として、先ほど述べた単価の中で行っていただこうということで整理した経緯がございます。

一方、これまでも幼稚園のほうでは預かり保育をやっていただき、これにつきましても、新制度が始まりましても私学助成の中で実施できることになってますので、制度にのらない幼稚園さんでありますとか認定こども園以外の幼稚園さんにつきましては、私学助成のものをそのまま継続していただくといった形で整理したところがございます。

・会長

そのほかにいかがですか。

・〇〇委員

もう一回確認したいんだけど、今回は1号認定と2号認定の間にねじれがあるということでの資料であると。3号認定に関しては、特にねじれとか、そういうあれはなくそのままいくと。実際今回東久留米市の新しく改定した保育料については、国のものをベースにしてやったわけですよ。国のベースを参考にしてつくった経緯、国がつくった要は市民税が所得税にかわるという部分では、国がそういう部分の案を参考にしてつくったわけですよ。実際東久留米市がやり始めて、実際こういうふうな1号と2号でねじれができたということが出てきたわけですけども、ほかの自治体なんかで同様なそういったねじれとか、そういう部分というのは出ている報告というか、そういう情報は聞いていらっしゃるんですか。

・事務局

まず1点整理しますと、今〇〇委員おっしゃっていただいたとおり、今回の資料は1号と2号のねじれを解消すると。その結果として2号の利用者負担額において、収入における応能負担割合はこういった結果になりました。また3号につきましては、ねじれは発生してないんですけど、今の設定金額からすれば収入における応能負担割合はこういった数字になっていますといった資料を取りまとめさせていただき、また説明させていただきました。

で、ここの、じゃあ応能負担割合はどうするのかというのは、また次回の会議のときに私どもでいろんな観点からシミュレーションをし、お示しさせていただきたいと思っていますところでございます。それを大前提として、こういったねじれ現象がほかの団体に発生しているかどうかということなんですが、多摩 26 市においては、全部が全部を把握しているわけではありませんが、ねじれ現象が発生していると思っております。これは東京の保育料が国基準保育料に対してかなり低額、県と比べても安く設定されている経緯があります。で、国基準の保育料では、この逆転現象というのは発生しないんです。1号と2号の間で。先ほども説明の中で少し触れたんですけど、1号については本市は国基準と同額にしました。国基準保育料 100%です。一方、2号につきましては国基準保育料の、これまでは本市 52%でといったところの中で一部の階層においてはねじれが発生すると。このねじれ自体も私立幼稚園保護者補助金、こちらを算入した上でのねじれが発生するか発生しないかといった形で考えを整理をしたんですが、保育料自体だけを見れば、ほとんどの階層でねじれが発生している事実もでございます。ただし、本年度におきましても、幼稚園保護者補助金のほうは1号については実施していく方向で考えているので、こういった形で整備をさせていただき、ねじれが発生しているのは結果としてD1、D3、D11からD14までという結果になったものでございます。

・〇〇委員

まだ市のほうでは細かく把握してないと思うんだけど、実際に今現在、新制度になって2号認定を利用されている方というのは、全体の何%ぐらいとか、そういうのは把握されてますか。2号認定になりましたら、この短時間の利用されている方。どう言えばいいんですかね。僕が勤める認可保育園の中で、2号認定、3号認定があるわけで、その中で2号認定がどれぐらいのパーセンテージになったのかなという。実際そのパーセンテージによって、ねじれにおけるマイナスとか、そういう部分とか変わってくるわけですよ。今回、保育料のそういうのを出してみたいという、ねじれが出てきた、判明した部分はわかりましたが、それによって、東久留米市における認可保育料の中での、この3号、2号に当たる部分で、例えばこのぐらいの割合でこういう金額の、例えば負担金とか、それが出ているんです、そういう部分までは計算というか把握はされてない。

・事務局

2号認定自体が、いわゆる保育の必要性のある3歳以上児の子どもなので、定員から、利用者から計算すれば、数字上は出てくるんですけど、ただ、その数字をもってして、ちょっと何をもって比較すればいいのかって、利用者数、2号認定者数であるとか3号認定者数というのはすぐ出ます。すぐ出るんですけど、それに何を掛け合わせれば数字が出てくるのかというのがちょっと難しいところがあると思うんですが、実際には認可保育所であるとか、認定こども園の2号認定者というのは、市では認定書を出しているんで、数字上把握できることは把握できます。

・〇〇委員

何でこういうことを聞いたかと言いますと、以前ちょっといろいろな連合会でいろいろ話を聞いた中で、例えば各園の父母会とか、ずいぶんやり取りを、話をしてきた中で、いろいろ父母会のやり方の状況が違うのあったんですけども、保育園によって、フルタイムで働く保護者の方が多いところと、パートで働く方が多いところか、いろいろ特色があったんですね、地域によって。昔はパートであれフルタイムであれ、その人数によって補助金とかそういうものが入ってきましたけども、今回これが別れたことによって、短時間の利用者が多いか少ないか、これが保育園の運営とか、そういう部分にかかわってくるのか、そういう部分を踏まえてちょっと話をしていかないと、単にここで例えばねじれを解消するだけでそういう部分が、問題が解決されるものなのか、大丈夫なのか、付加部分とか窮屈なものだったので、ちょっとそういうことを質問として出しました。だから、そこのところは何て言うの、例えば園によって、短時間の方が5割以上ふえてても、例えばこの保育料で運営が賄っていけるのかというそういう部分についてです。

・事務局

そういった意味からしますれば、確かに〇〇委員おっしゃられるとおり、保育園運営費、いわゆる公定価格で算定されます保育園運営費といったものは保育標準時間と保育短時間につきましては単価が違う設定になっていますので、短時間が多くなれば運営費の収入は少なくなるといった現象が発生いたします。

一方、4月1日の入所内定者、これ3月の時点なんですけど、入所内定者、認可保育所の入所内定者のうち、保育短時間の認定者数の割合は約8%弱ぐらいという結果でございました。したがって、92%の方が保育標準時間として認定されていると。ただ、現在は経過措置の期間中なので、在園児についてはご本人の希望がない限り短時間の時間枠に入っている方であっても、保育標準時間で認定するといった経過措置が設けられていますので、それも含めての92%が保育標準時間、8%弱ぐらいが保育短時間の認定者数であったという結果でございました。

・〇〇委員

今回のこの保育料の、決まった保育料を改正する際に、僕がちょっと意見としてすぐにやるべきじゃなくて、前の保育料のままで様子を見ていって、これで実際に新制度になった中でも様子を見ながら、変えていったほうがいいのじゃないかと意見出して、結果的にはこういう形になりましたが、そのときから、こういったねじれとか、そういったものが予想されたのかどうか、これはもう今から言ってもしょうがありませんけれども、ちょっとこれはもう原因としては、市にあるわけじゃなく、国のほうにあるんじゃないかと思っています。本当に子育て支援制度と言いながらも、実際に混乱させている部分に関しては、本当の意味での子ども・子育て支援制度と言えないんじゃないかなということが感じてましたので、そういうところはちょっと何らかの形でちょっと意見を挙げたりすることはできないのかなと思ったりしているんですけども。

それと、もう一つですけども、きょうは決めません。次回、今回の資料とか、そう

いう部分をもとに決めていくわけですよ、市としての提案とか、そういう部分は。そのときに、実際に今回も今やっている保育料で、このねじれでまた、先ほどは案というか、こういうねじれを解消するにはこういう金額になりますという、出してますけども、やはり今回は保育料の部分に関しても、前の保育料と比較して上がっている方、下がっている方がいらっしゃるわけです。そういう部分では、申しわけないんですが、今回D1、D3、D11からD16、ここに関しては旧保育料の部分との比較、そういった金額もちょっと次回でいいので出していただきたいと思います。やっぱり利用者側からすると、前はこれだけ出したのが、今度はこれだけになった。今度これだけになるんだという、そういう部分、すごくシビアな問題であると思うので、そういう部分ということの負担ということも踏まえて、ちょっと丁寧な議論をしていくべきだなと思ってますので、そこを次回でいいので、資料として出していただきたいと思うところと、またちょっと聞きたいところが、資料6では、ねじれの解消をした場合の右側のD3のところでは3歳以上児、3歳以上児だから幼児ですよ。幼児短時間で1万3,700円になっています。この資料の8の3号認定のところではD3階層は1万3,600円ですよ、月額で。幼児の標準時間1万3,600円もこの短時間の以上児のほうが高いわけですよ。これもまたねじれになるんじゃないですか。

・事務局

まず1点目のねじれ現象が発生することが想定されていたのかといったご質問だったと思います。実際には、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、国基準保育料の中では1号と2号の逆転ねじれというのは発生しないんです。あくまでも各都道府県のこれまでの保育料の経緯といいますか、歴史といいますか、そういった中で特に東京についてはこの逆転現象、ねじれ現象が発生していると私どもは理解しているところでございます。

そういった中、さきにご検討いただき、また3月議会で条例提案させていただいた保育料の、子ども・子育て新制度に合わせた形の保育料改定と私たち言わせていただいたんですが、そちらの考え方につきましては、あくまでも各階層を判定する税が所得税から住民税に変わり、またみなしの扶養控除などがなくなる中でモデル世帯を設定し、システムチックに階層を設定させていただいたところでもありますので、そういった意味からすれば、保育料の月額の部分については一切手をつけてなかったと。そういった意味からしまして、この子ども・子育て会議でも当時ご説明させていただきましたけど、私どもとしては値上げではなく、あくまでもシステムチック的に住民税に変えた階層変更ですということでご説明をさせていただいた経緯がございます。

2点目の、D3階層の考え方、3歳以上児がねじれを解消すれば1万3,700円、3歳未満が1万3,600円と、これはこれで逆転ではないかというご指摘です。確かに〇〇委員がおっしゃられたのは、このままでいけばそのとおりだなと、私どもとしても考えているところです。また一方、各収入におきます応能負担割合のシミュレーションというのは、ちょっと次回にお示しさせていただきたいと。当然その割合のシミュレーションをもってして保育料というものが決まってくるので、今ご指摘いただいたところも踏まえた中で、私どもとしてシミュレーションし、結果として3歳以上

児のほうが高保育料が高いといったことが適切でないという判断であれば、そういった月額の設定になるのかなと考えているところです。ただ、確かに今おっしゃられているところも一つのご意見としてはそのとおりだなと、事務局としても改めて認識をさせていただいたところです。

もう一点、旧年度と新年度の比較の資料といった形なんですけど、事務局として整理した中で、今ご要望のあった資料となるかどうかは、また次回ご意見ちょうだいできればと思いますけど、資料としては検討させていただき、何かしらの形でお示しはさせていただきますと思っています。

・会長

そのほかにいかがですか。資料4から9まで進められたわけですけども。ほかに意見はございますか。

・〇〇委員

先ほどの認可外保育施設の保護者助成金については、ありがとうございました。とにかく今回の子ども・子育て会議の中で、東久留米市としては助成金についてやっていくということで確認しているんですね。こういう形でやるということで。やはり何回か発言させていただいているんですが、以前の社会福祉審議会のあり方検討会のときも、ほぼ1年間かけて保育料の見直しと学童保育料のことと、助成金について話をしてきました。ですが、それが何回もお話しをしているように、実際市のほうもいろいろ頑張っていたいただいて議会のほうに提出していただいたと思いますけども、残念ながら議会のほうで理解が得られずここまで延びてきたというところで、今までの話し合いは何だったのかなという非常にその無念さを持っている部分があるので、やはり今回に関しては、また資料が違いました、話し合いしました。でも、出したけどできませんでしたということではなくて、本当にこれは実現すべきだと思いますので、単なる資料の配付で終わらないでいただきたいというのが切なる意見です。

・事務局

認可外保育施設の保護者助成に入る前に、すみません、今回から議事録作成するに当たりまして、録音をそのまま議事録作成に出す都合上、お名前を触れさせていただくということで、委員の皆様にはご理解賜れればと思うところです。

認可外保育施設の利用に係る保護者助成につきましては、諮問事項としても認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育保育施設または特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消といった形で市長からの諮問が出されていますので、ここにつきましてご検討いただき、ご答申いただいた内容につきましては、実現に向けて十分努力してまいりたいと考えているところでございます。

・会長

そのほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

・〇〇委員

新制度では、認証保育所というのとはどのような立場になり、小規模保育みたいなものも新制度の中に入ってきているんですが、ここら辺のことについて情報提供いただけますでしょうか。

・事務局

まず新制度におけます保育施設なんですけど、最終的に新制度の中で国のほうとしては定員が5名以下の家庭的保育事業、または6名から19名までの小規模保育事業、20名以上については認可保育所といった整理を行いました。

一方、東京都として進めてまいった認証保育所というのは、21名以上の認証保育所もあるのが実際でございます。

そういった中、東京都としましても、私ども都内の区市町村におきましても、認証保育所については子ども・子育て支援新制度の中できちんと位置づけてくださいといった形で要望してまいったんですが、結果としては新制度の位置づけにはならなかったと。そういった中、本市におきましても、認証保育所が4カ所、定期利用保育施設が1カ所、現在も残っているところでございます。

東京都としましても、当然のことながら、認証保育所、また定期利用保育施設につきましても待機児童の解消に向けた施設としてその一端を担っているものでありますので、今後につきましても、これまでと同様に補助してまいりたいといった意向は示されているんですが、その年限がいつまで続くのかといったところまでは、明言は東京都からいただいているといたところでは、そういった中、認証保育所の事業者さんでありますとか、定期利用保育施設の事業者さんからは、一定の段階で小規模保育施設なり20名以上の認可保育施設なりに移行してまいりたいといったご意向もちょうだしているところであり、市としましても、当然ながら一定の支援をしてまいるとともにいろいろな形で相談に乗ってまいりたいと考えているところでございます。

・会長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、本日の第2議題ですか、次第2については、これにてよろしいですか。事務局のほう何かありますか。よろしいですか。

・〇〇委員

学童のほうは先ほどの説明だけでもう終わりになるんですか。例えば、利用料については、今回は例えば具体的な、前回〇〇委員より、あの資料を見てどのような形で進んでいくのかとか、金額の部分も出たわけですけども、今回改めていろいろな26市の学童の利用料とかそういうの出ましたけども、ある意味、例えば保育料に関しては具体的に踏み込んだ提案というわけではないけども、僕らとしても提案みたいな形でちょっと見ておりましたけれども、でも学童のほうはそこまでないわけですよ。利用料とかそういうことについては。これで終わって、次回どうつながっていくのか。何か論議のしようがないのかなと思うんですけども。

・事務局

ただいまのご質問のところでございますが、まず前回の会議におきまして、学童保育所の国基準との兼ね合いから、諮問事項であります斟酌する視点等を踏まえて、東久留米市の予算を当てはめた形で、適正なあり方ということで、1人当たり7,326円という金額の国庫補助における運営費の考え方というものを提示させていただいたところです。基本は、こちらに諮問事項で触れております新制度におけます市が定める利用者負担額と国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方と関係と学童保育所の提供体制の確保に伴い、市が支出する一時的な設備補助及び経常的な運営補助の視点に基づいた資料で前回の会議で学童保育所の利用者負担について一定のご審議をいただいたところです。その際に、ご要望が資料等につきまして何点かございましたので、今回その引き続きとしまして3つの資料ですね、資料の1から資料の3まで、こちらをご提示をさせていただいたところです。

先ほど1号、2号の保育料についての具体的なご提示を次回の会議でさせていただきたいと考えているという、保育料のところでお話しさせていただいたことにあわせて、学童保育所のところにつきましても、次回の会議でその具体的な、提示、提案、そちらのほうをさせていただきたいと考えているところです。

・〇〇委員

〇〇です。前回示していただいた資料106の7,326円というのは、多分そこですよ。それで、その上の、それとあわせて、その前のときにいただいた資料99のところ、資料ともあわせてなんですけども、この106の東久留米の学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係という資料を連合会の、学童連合会の上部団体のほうに、余りにもびっくりした金額だったので、この表の見方をわからなかったの聞いてもらったんですけども、保護者の負担が2分の1って書いてあるけれども、多分これは国から2分の1というふうに言っているわけじゃなくて、2分の1と想定した場合みたいなことで、保護者負担が2分の1ということが先に決まっていないうじゃないかというふうに、この資料を見て、連合会のほうから説明を受けたんですけども、その辺についてはどういう形でこれに出たのかというのをもうちょっと教えてもらっていいですか。

・事務局

今の〇〇委員のご質問のところですが、先ほどちょっと触れられました資料99ですかね。平成27年2月26日の第11回の会議でお示しさせていただいた資料の右下にございます国庫補助におけます運営費負担の考え方、こちらのご説明を前回もさせていただいたと思うんですが、こちらの保護者負担が2分の1、また運営費のうち6分の1が国、6分の1が都道府県、6分の1が市町村、全部足すと1になるという考え方をもとに資料の106としまして、東久留米市の実際の予算を当てはめて東久留米市学童保育所の運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係ということで、よりどころとなる考え方をご提示させていただいたという流れでございます。

・〇〇委員

この資料は、国と都道府県と市町村が補助を、考え方を示すためのあくまでも資料であり、保護者負担が2分の1だというの前提じゃないんじゃないかという読み取り方のことなんですけど、もう一度そこを確認してもらっていいでしょうか。保護者負担が2分の1だというのは前提ではなく、負担の考え方がこういう考え方なんだというための示す資料であるはずだということなので、もう一度そこを確認していただきたいなと思います。どこの区市町村でも、この保護者負担2分の1というのが、もう資料が出回っているそうなんですけれども、もう一度国のほうから、あくまでもおおよそという捉え方だったんじゃないかというふうに学童連合会のほうも上部団体のほうと国との確認でそういう話があったそうなので、もちろんそこも、私ももう一遍調べてみたいと思いますけれども、保護者負担2分の1について、これは99については、そっちが前提にあるわけではなく、負担の考え方を示すための資料なんじゃないかというふうに指摘されたので、ちょっと確認してください。私のほうももう一度確認したいと思います。

・事務局

そうしましたら、ちょっと私もこの資料、一般の説明会等の資料から出しておりますので、また次回の会議までにちょっと確認をさせていただきたいと思います。

・事務局

保育も同じような考え方があると思うんですけど、例えば保育でも国基準保育料というのは示されています。ただ、その額をもってして、保護者から100%取っているかといえば、そうではない。で、一方、こういった運営費の考え方が示されている中で、利用者2分の1分を国としてとりなさいと言っているわけではありません。それはそうですよ、運営費の考え方なんです。ただ、2分の1ではなかったら、その分やっぱり一般財源からというふうになってしまい、それについては、保育については国基準で52%程度であれば48%が市負担で一般財源のほうから投入しているという事実がございます。したがって、運営費の負担の考え方からすれば、市町村はただでさえ全体の6分の1を負担し、仮に利用者負担が2分の1より下がっていけば、その部分の負担も一般財源で賄っていくので、6分の1以上の負担を市としてしていくという形の運営費の考え方になるかと。ただ、先ほど主幹のほうからも説明しましたが、資料についてはこれ子ども・子育て支援新制度の中でのたしか資料として学童クラブの概要として示され、結構直近の資料であったと私も記憶しているところであります。そういった中でこの考え方で運営費の負担の考え方はこうなっているのかというのは、改めて東京都なり何なりに確認してまいりたいと考えているところです。

・〇〇委員

〇〇です。負担という言葉が、負担という用語として使っているだけだと思うんですけども、ここは子ども・子育て会議の場であり、東久留米の子育ての支援のために充実するには、皆のニーズにどう応えていけばいいかという考え方というふうに考

えると、前回もお話ししたんですけれども、負担というよりは、子どもたちのための支援のために、これだけ私たちはお金を使おうというような、もうちょっと積極的なものの考え方ができればいいかなと思っています。子どもに関するお金って、読み切れないところとか、内容だったり、実践だったりということなんで、これで子どもたちを、保護者の支援とともに子どもたちを育てるという姿勢があると思いますので、負担というか、これだけかけているんだなというふうに、少ないお金で子どもたちをできるだけ育てるというふうに考えると、この場でそういう視点を忘れないでいきたいと思います。

以上です。

・〇〇委員

〇〇です。ちょっと〇〇委員が負担金の話をしたので、これは市のほうとしては名称上しようがないかもしれませんが、僕はやっぱり現場の保育士で組合なんかもやったけど、僕ら補助金という言い方をするんです。補助金という言い方と負担金という言い方で全然受け止め方が違うというか、だから利用者負担、何か私たちこれだけ負担が少ないから市が負担しなきゃいけないのかとか、そういった考え方だとマイナスに聞こえてしまうというか、補助金という形になればこれだけ補助してくれてるんだと言葉として変わってくる、全然違うんですね。市の立場とすれば負担金という形になるでしょうけれども、そういう部分で、何かちょっと感じたことなんでしょう。もう一つですが、やっぱり利用者側からすると、あくまでも立場上、現行維持なんです。どうあれ、値上げではありませんよと言われても現状維持が一番の願いであって、かなり欲を言えば、安くなるのが嬉しいとか、いろんな考え方があって、確かに市だっているような高齢者だとか、障害の方とか、いろんな方々のそういう市の行政をやっている中で私たちだけが市にいろいろ求めるというのもちょっと厳しい部分があるというのは正直わかります。ただやっぱり、現行の保育料なり学童保育利用料なりが、例えばアップしていくのであれば、それがその部分、どういうところが充実されていくのか。例えば、二歩も三歩も一万歩も譲ったとして、〇〇さん怒らないで聞いてほしいんだけど7,326円になったとします。でもそれが、これで全然現行の学童保育が何も変わらないんだったら、どういうことなのかということが当然出ると思うんです。例えば、やってく中で、じゃあ仮の話に、朝の学童保育の時間をちょっと延ばしますよとか、あるいは休日の保育時間をちょっとサービスとか、そういう部分をかえてきましたとか、〇〇委員が言ってますし、これは前は社会福祉審議会のあり方委員会、あのときもたしかあり方委員会の中では学童保育利用料と保育料の話だけだったんですが、その中で、学童の延長保育の話が出てきて、本来諮問された内容とは別の問題だったんだけど、諮問の回答として学童保育の延長保育というのは検討していく、今後やっていくとちゃんと回答を受けていたわけですから、ここらが冒頭から、確かに事務局のほうは延長保育、学童の保育に関しては、これの中のものではないと言ってますけれども、これだけ毎回話し合ってるので、やはりそこに関しても、この子ども・子育て会議、8月に終わる予定になっていきますけれども、今回の中でもしっかりと学童の利用料部分については、ここの諮問内容と別のものであるけれども、こう

いった形でやっていくということを明確に出せるような方向で、事務局もまた会長のほうとしてもまとめていただけたらと思います。

・〇〇委員

〇〇です。学童のほうが、国からどのように子ども・子育て支援法をかみくだいて区市町村に連絡会みたいな説明されたか私は詳しくわからないんですが、先ほどのお話しからすると2分の1保護者、そして6分の1が国、6分の1が都道府県、6分の1が区市町村ということで、そうなると保育所や幼稚園関係というのは、今まで私たちが説明を受けたのは、2分の1が利用者負担で、4分の1が国、そして4分の1が市区町村で、都道府県というのは基本的に、特に1号認定の場合は何も金額的なものが出てこない部分なんです。保育所部分については、保護者負担の2分の1のうち、肩代わりとして各市区町村が歴史的にずっと2分の1補助、保育料を補助してきたという経緯があると思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。学童についてのみ都道府県の補助というふうになった形なんでしょうか。

・事務局

まず保育料についてです。保育料につきましては、平成26年第11回の子ども・子育て会議におけます資料103ですかね、認可保育所の、前に〇〇委員にもお配りいただいた、こういった形の整理の中で、国基準の運営費から国基準の保育料を差引いた形の残りを国と都道府県と市町村が負担することとし、国は2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1といったことのものを負担しているといった形の整備になります。

一方、幼稚園につきましては、今手元に資料がないので、次回、幼稚園の運営費の資料を、こういったことがわかるかどうか別として、国のほうから示されている資料がありますので、そちらについてまたこの場でお示しさせていただき、補足の説明をさせていただければと思います。

・会長

次回でよろしいですか。

・〇〇委員

はい。

・会長

じゃあ、そういうことで。

・〇〇委員

すみません、〇〇です。学童の保護者の、このたび保育料についてここで論議されるので、学童連合会としてアンケートをとった中で、保護者はサービスが具体的にこういうことがかわるんだということがわかると保育料が上がるということについても、それ

は致し方ないことだ、納得せざるを得ないと、積極的に納得したいという意見もかなり多くあります。ただ、さっき〇〇委員とちょっと意見が重なるんですけども、そこが明確でないと、やはり保護者の不満というのはとても大きくなります。私はこの会議が子育てをしている人たちにとって、子ども・子育て会議のいろんな、ここで論議してくれたことがここで還元できたり、子ども・子育て会議があつてよかったなつて、思っしてほしいなと思っ毎て毎回出てきているんですけども、今の現状だと、お金、サービスが向上すればということもあります。ただ、そのサービスの内容というのが、延長とか、そういう数字的ではなく、やっぱり子どもを育てる場なので、学童保育の質についても、かなり保護者は敏感です。この新年度になってから、待機児童が出てきたりとか、待機がいなかったんですけども、1割増しの学童が幾つかあり、この前もすごく急に班がふえたということで保護者が心配をしています。ただ、そこを上回るような子どもたちを育てるような実践があれば、そこは大丈夫だと思うんですけども、私が今とっても心配しているのは、学童の保護者たちがとても不安と不満をふつつつとしています。そこで不満を持ちながら学童を通わせ、子育てをするのが一番よくないなと思っているんですけども、やっぱりそれに対して保護者にわかるような形の保育内容というのは本当にわかりにくいんですけども、今保護者は行事が少なくなったとか、昼食の問題とか、いろんな目が見えるところすごく今ちょっとふつつつとしているので、ぜひそれを乗り越えられるサービスとともに、保育内容で東久留米の学童はやっぱり通つててよかったなとか、学童よかったなという声をもう少しふやしていけるような流れにできるような会議でありたいと思っしていますので、それに向けていろいろ私も考へて質問しますし、そういう場でありたいと思っいます。すみません、長くなりました。

以上です。

・会長

よろしいですか。それではきょうの第2議事についてはそろそろ終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

3 その他

・会長

それでは、次第3のほうの説明をよろしく願ひいたします。

・事務局

それでは次に、次第3「その他」についてでございます。1点ご報告がございませう。資料のほうは資料10になります。

東久留米こども園の利用定員についてという資料でございます。東久留米こども園、子ども・子育て支援事業計画をごらんいただくと、その中に子育て関連施設の地図がございませう。そこでは括弧書きで前沢幼稚園と書いてある件でございませう。こちらの利用定員について報告をさせていただきます。

この東久留米こども園の利用定員につきましては、平成 27 年 2 月 26 日開催のこの子ども・子育て会議におきまして、ほかの特定教育保育施設、特定地域型保育事業者の利用定員とともに答申取りまとめをいただきまして、3 月 4 日付にて会長より市長宛てに答申いただいたところでございます。

この資料 10 には表が 2 つございまして、下のほうの表が、そのときの答申の内容、東久留米こども園の利用定員の表でございます。この下のほうの表の下から 3 行目のところに利用定員（1 号）、右側に 233 名、とあります。その一つ下の行で利用定員（2 号）その右に 78 名、そして最下段の行のところで合計、その右に 311 名とあります。233 名の 1 号の利用定員と 78 名の 2 号の利用定員としまして合計 311 名、このような形で答申取りまとめをいただいたところですが、その後、利用定員につきましては、東京都の協議というのも規定がございまして、その協議において、利用定員に関しましては、年度当初におけます実利用者数を基本に設定するのが望ましいという考え方が提示される中、東京都、それから東久留米こども園、それから東久留米市、こちらの 3 者の協議をさせていただき、この一連の流れの中でこの資料の 10 の上のほうの表の利用定員、具体的には利用定員の 1 号が 279 名、利用定員の 2 号が 110 名で、合計 389 名、このような利用定員の設定とさせていただくことになりましたので、事後となりますがご報告をさせていただきます。

なお、この答申いただきましたほかの特定教育保育施設、特定地域型保育事業の利用定員につきましては、答申書の内容にて設定をいたしましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

・会長

ただいまの前沢幼稚園の利用定員についてのご報告がございましたけれども、何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、そのように変更させていただくということで、この件については終了したいと思います。

続きまして、次回の会議等について事務局のほうから説明をお願いします。

・事務局

それでは最後になります次回についての審議内容及び日程について確認をさせていただきます。

まず日程でございますが、会長のご都合及びこの市役所の会場の都合を鑑みまして、次回の予定は 5 月 22 日の金曜日または 28 日の木曜日をお願いしたいと考えております。なお、28 日の木曜日を第一候補として考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議題の内容につきましては、以前お示しさせていただいたスケジュール案のとおり、これまでご審議いただいていた市長の諮問に基づく学童保育所及び特定教育保育施設の利用者負担の適正なあり方について、それから認可外保育施設の保護者、利用にかかわる保護者助成についての、より具体的な提案をしていきたいと考えておると

ころでございます。

以上でございます。

・会長

次回日程と次回での協議すべき事項についても説明ございましたけれど、いかがでしょうか。

・〇〇委員

委員として次回まで何を考えて何を準備すればいいのかというのが、宿題というか教えていただけますか。

・会長

今3点説明がございましたけれども。

・事務局

特にこれをお願いする、宿題というのをここであえて特定することはないんですけども、これまで2月26日の会議におきまして市長から諮問させていただいた内容や、それからその次の会議でお示しさせていただいたいろんな資料、それからその資料に基づくこの委員の方の皆さんのご意見、また今日の会議での審議内容などを踏まえ、例えば先ほどございましたけれども、何か必要な資料とか、考えられるものがありましたら事務局までご確認いただきながら、それがすぐにできる資料かどうかというのは、また次の課題でありますけれども、まずはご意見いただきながら、次の会議の具体的な提示につなげていきたいと考えております。

・〇〇委員

その利用者負担の適正なあり方を考えるに当たって、委員として何の物差しで適正と考えたらいいのかというのは、すごく悩むところなんですけども、今のお話したと、その間の諮問を受けてからの論議なり資料なりでというふうにお返事だったんですけども、何が適正、何が、何かちょっと悩むんですけれども、ヒントというか、どう考えればいいのか。

・事務局

まずは諮問書の、幾つか視点がありますので、そういったところの視点から御検討いただければと。一方、当然先ほど〇〇委員、〇〇委員からお話しありましたとおり、利用者にとってどうなのか。決してもう、確かに大切な視点でございますが、やはり子育て支援でありますとか、保育に特化すれば待機児童の解消といった視点から、やっぱり私どもとしてはそういったことを進めるに当たっては、一定の当然財源が必要といった現実もあります。そういった総合的な観点といいますか、そういったところから一度ご検討いただくと非常に事務局としてもありがたいのかなと。やはり利用者負担を検討するに当たっては、前回の会議でも言いましたけど、やっぱり5,000円な

ら 5,000 円、6,000 円なら 6,000 円といったものは、人によってやっぱり全然捉え方が違うんです。そういった中で、じゃあ利用者負担の適正なあり方を検討するに当たっては、よりどころをどこに持っていくのか、軸をどこにもっていくのかといったところの観点もすごく必要かなと、事務局としては考えているところです。

抽象的な文言を言って、大変恐縮ではあるんですが、改めてもう一度、もしもお時間があれば諮問書を見ていただき、総合的な観点の中から今後保育園なり、2号認定、3号認定の利用者負担額をどうすべきか、また学童保育料をどうすべきか、また認可外保育施設保護者助成などの、これ新たな事業になりますから、こういったところの実現に当たってはどうすればそれが実現できるのか、また待機児童解消策を今後進めていくに当たってはどう整備すべきかみたいな形をご検討いただけると事務局としても非常にありがたいのかなと。ただ、私どもとしても次回に向けまして、先ほど利用者負担のあり方のところでご説明させていただきましたが、応能負担の割合がどうあるべきかといったところも含めまして、資料として取りまとめさせていただきます、ここにつきましては、お時間いただきたいと思いますので、もしかしたら当日じゃないと難しいかなと思っています。そういった資料を次回の子ども子育て会議の席上にて見ていただき、またご意見等を頂戴できればと思っています。

・〇〇委員

〇〇です。次回の日程、第一候補が 28 とおっしゃっていたんですが、今回は保育料をやるんですかね。個人的なあれで申しわけない。非常に 28 は厳しいんですね。ですからできれば 22 で検討していただきたいなと。非常にわがままで申しわけありませんが。

・会長

資料の準備大丈夫ですか。

・事務局

そういうご意見もあるという前提で、この日時をお示しさせていただいたところなんですが、まずはご意見を伺いながら、ちょっと後ほど会長からお話があると思いますけれども、ご意見としてまず事務局のほうでお伺いをさせていただいたということで。

・〇〇委員

決定はいつごろになるんですか。それによっていろいろ会議を動かしたりしなきゃならないので。

・事務局

これまでこの 26 年度 1 年間会議を皆さんにお願いするに当たって、大体このパターンでこのところきていたかなと思うんですけれども。

・〇〇委員

木曜日って初めてじゃない。初めてだと思います。

・事務局

曜日を特に特定をしておりません。先ほどのとおり、会長のご都合と市役所の会場の都合、それを押さえなければいけないというところで、特段その何曜日というところでは、たまたま木曜日がなかったということもあるかもしれませんが。

・〇〇委員

本来だったら、例えばですね、第何何曜日と決まっていると、スケジュールが組みやすかったです。今さらですけどね。それは本当に会長もお忙しいですし。

・〇〇委員

早く決めていただかないと自分のところの職員会議とか、いろいろ出なきゃならない予定も既に決まっていて、変更するとなると、教職員それから都私幼連とかいろいろな、はい。

・事務局

おっしゃるとおり、この会議に出られている方は皆さん本当にお忙しい方ばかりだと私どもも重々承知しておりますので、極力早く決定して、ご連絡のほうをさせていただきたいと思います。

・〇〇委員

連休明けとか。

・事務局

その前にできれば、お返事をさせていただきたいと思います。

・会長

余計なことでしょうけれども、ただね、連休が入りますし、22日だと私、作業的にね、今度かなり大事な検討事項です。資料のほうは大丈夫だと思いますけれども、大丈夫ですか。

・事務局

それも踏まえて、連休前に皆さんにご通知をさせていただきたいと思います。

・会長

それじゃあ、できるだけ早く決定して、皆さんに連絡するとことにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

4 閉会

- ・会長

きょうの日程は全部終了したと思います。長い時間どうもありがとうございました。
次回は、大事な議事が予定されていますので、よろしくお願いたいと。大変、連続でしょうけれども、長い時間お疲れ様でした。

以 上